



# 労働かながわ

2016 11・12月号  
No.704

## 最低賃金改正のお知らせ

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生效年月日
神奈川県最低賃金	<b>930円</b> (前年比+25円)	平成28年10月1日

最低賃金が改正されました。

神奈川県最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の雇用形態を問わず、全ての労働者に適用されます。

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は対象とはなりません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)
  - ③ 1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金(賞与等)
  - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- \* また、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業場に対する支援策として、次の助成金制度の拡充、支援要件の緩和がなされています。助成金の詳細については以下にお問い合わせください。

- 業務改善助成金…………… 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課 (☎045-211-7380)
- キャリアアップ助成金(処遇改善コース)…… 神奈川県労働局 職業安定部 職業対策課 (☎045-650-2859)

\* 神奈川県労働局のホームページアドレス <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

- 最低賃金についてのお問い合わせは、

神奈川県労働局労働基準部賃金室  
☎045-211-7354

神奈川県産業労働局労働部労政福祉課 労政グループ  
☎045-210-5739

### ストレスチェックの実施期限は11月末までです

一事業者並びに産業保健スタッフの皆様へー

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等が事業者に義務付けられました(施行日:平成27年12月1日)。

事業者は、常時使用する労働者に対して、年に1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施しなければなりません(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)。

ストレスチェックは、年に1回実施する必要がありますので、まだ実施されていない事業場(労働者50人以上の事業場)は、平成28年11月30日までに必ず実施してください。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関するホームページのアドレス

- ・独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター  
<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>
- ・厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

- お問い合わせ先  
神奈川県労働局健康課又は各労働基準監督署  
電話 神奈川県労働局健康課 045-211-7353

### ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会

県では、県内企業に勤めるすべての社員が、それぞれに希望する働き方を実現できる職場づくりを応援し、企業における「働き方改革」を推進するため、下記の講座を開催します。

今回は施行を来年1月に控えた改正育児・介護休業法のみならず、その先の仕事と介護の両立に関する課題も視野に入れた講演及びグループワークを行います。

日時:平成28年12月6日(火)10:00~12:00

会場:かながわ県民センター 301会議室

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

JR・私鉄・横浜市営地下鉄「横浜駅」徒歩約5分

講師:池田 心豪氏

(独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員)

テーマ:「今後の仕事と介護の両立支援～改正育児・介護休業法とその先の課題」

申込:県のホームページから申込できます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4363/>

問い合わせ:県労政福祉課両立支援グループ

☎045-210-5746

### 主な内容

- 最低賃金改正のお知らせ…………… P.1
- ストレスチェックの実施期限のお知らせ…………… P.1
- ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会のお知らせ…………… P.1
- 「かながわ障害者雇用優良企業」募集のお知らせ…………… P.2
- 過重労働解消・若年労働者支援強化月間…………… P.2
- 職場のハラスメント相談強化週間…………… P.3
- 若者のための労働法基礎講座のお知らせ…………… P.3



# かながわ障害者雇用優良企業を募集しています

「かながわ障害者雇用優良企業」とは次に掲げる要件をすべて満たしている企業等のこと(社会福祉法人、NPO法人等を含む)。

- (1) 企業全体の常用雇用労働者数が300人以下であること。
- (2) 神奈川県内における事業所所在地集計の障害者雇用率が、4.0%以上であること  
(常用雇用労働者数50人未満の企業は、障害者を2名以上雇用していること。)
- (3) 特例子会社ではないこと。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。



かながわ障害者雇用優良企業

▲シンボルマーク

## 「かながわ障害者雇用優良企業」のメリット

### ■企業のイメージアップにつながります

シンボルマークなどを会社案内や名刺等に使用することができます。

### ■優遇金利を利用できます

県の中小企業制度融資「フロンティア資金(職場環境等整備対策)」を優遇金利年1.8%以内(固定)で利用することができます。(別途金融機関等の審査有)

〈障害者雇用促進融資について〉 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532792/>

### ■県の優先調達の対象になることができます

かながわ障害者雇用優良企業の申請と同時に、「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達」にも申請できます。ただし、自社で物品を製造し、かつその物品の販売を行っていること、または、自社でクリーニング等の役務提供サービスを行っていることが要件になります。(ただし、印刷物は除きます。)

〈障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達について〉 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f263/>

**有効期限** 認証日の属する年度から起算して3年目の3月31日までです

### ●神奈川県 産業労働局 労働部 雇用対策課 障害者就業支援グループ

☎045-210-5871(直通) FAX 045-201-6952

「かながわ障害者雇用優良企業」ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532879/>

## 「過重労働解消・若年労働者支援 特別労働相談会」等を開催します

かながわ労働センターでは、社会問題となっている「若者の使い捨て」撲滅を含めた「過重労働」解消に向けた取り組みとして、11月を「過重労働解消・若年労働者支援強化月間」と位置付けて、「特別労働相談会」の開催や、「若者の使い捨て110番」を実施します。ひとりで悩まず、是非ご相談ください。

### ○特別労働相談会 ※無料・秘密厳守【事前予約制・来所相談】

日程	会場・担当センター	相談員・相談時間
11/7(月)、11/21(月)	かながわ労働センター 本所	弁護士・心理カウンセラー 13:30～16:30
11/11(金)	かながわ労働センター 川崎支所	弁護士・キャリアカウンセラー 13:30～16:30
11/17(木)	かながわ労働センター 湘南支所	

※前日までに、各担当センターへ電話でお申込みください。その際、職員が相談の概要を伺います。電話番号は、P7の[お問い合わせ先]欄をご覧ください。

### ★上記の他、街頭労働相談会の会場でも「特別労働相談会」を開催します。【予約不要・当日受付】

日程	会場	相談員・相談時間	問い合わせ先
11/14(月)	小田急線・相模大野駅 南北自由通路	弁護士 16:00～19:00 キャリアカウンセラー 11:00～19:00	県央支所 ☎046-296-7311

※なお、会場では、11時から19時まで労働センター職員等による相談も行っています。

### ○過重労働・若者の使い捨て110番 ※無料・秘密厳守

☎045-662-6110(直通) 11/14(月)～16(水) 8:30～12:00、13:00～17:15

※かながわ労働センター本所職員による電話相談

### \*メール相談も同時実施!! 日時:平成28年11月1日(火)～平成28年12月7日(水)

ご相談は、神奈川県内に在勤又は在住の方ならどなたからでもお受けいたします。

詳しくは、神奈川県かながわ労働センターホームページをご覧ください。

# 12月1日～7日は、「職場のハラスメント相談強化週間」です

職場のいじめや嫌がらせ、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどに関する労働相談の件数は依然として多く、「職場のハラスメント」問題は、社会全体で解決すべき課題とされています。

かながわ労働センターでは、平成28年12月1日(木)～7日(水)を「職場のハラスメント相談強化週間」と位置付けて、期間中に「特別労働相談会」や「職場のパワハラ相談110番」、「講演会・セミナー」などを開催します。是非、ご利用・ご参加ください。

## ○ 特別労働相談会 ※ 無料・秘密厳守【事前予約制・来所相談】

日程	会場・担当センター	相談員・相談時間
12/1(木)	かながわ労働センター 湘南支所	弁護士 13:30～16:30
12/2(金)、12/5(月)	かながわ労働センター 本所	
12/6(火)	かながわ労働センター 県央支所	
12/7(水)	かながわ労働センター 川崎支所	

※ 前日までに、各担当センターへ電話でお申込みください。その際、職員が相談の概要を伺います。電話番号は、P7の「お問い合わせ先」欄をご覧ください。

※ なお、上記会場では期間中(12/1(木)～2(金)、5(月)～7(水) 8:30～12:00、13:00～17:15) **労働センター職員による相談も行っています。【来所相談・電話相談】**

## ○ 職場のパワハラ相談110番 ※ 無料・秘密厳守

☎ 045-662-6110 12/1(木)～2(金)、5(月)～7(水) 8:30～12:00、13:00～17:15

※ かながわ労働センター本所職員による電話相談

## ○ 講演会、セミナー ※ 無料

日程	テーマ	講師	会場
①12/1(木) 14:00～16:00	改正雇用保険法と改正育児介護休業法～ハラスメント対応を含む就業規則改正等の実務	五三・町田法律事務所 弁護士 町田 悠生子 氏	川崎市産業振興会館 9階 第3研修室 (川崎市幸区堀川町66-20)
②12/2(金) 14:00～17:00	ハラスメント対応についての法的実務	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 今津 幸子 氏	かながわ労働プラザ 3階多目的ホール (横浜市中区寿町1-4)
③12/8(木) 13:30～16:30	(1)職場における女性の活躍と出産・育児・子育て・介護が行いやすい職場環境づくり (2)最近の法改正を踏まえた就業規則見直しのポイント	(1)神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課職員 (2)北岡社会保険労務士事務所 代表 北岡 大介 氏	藤沢市民会館 2階 第2会議室 (藤沢市鶴沼東8-1)

※ ①については、かながわ労働センター川崎支所へ(申込先着順)、②については、11月18日までにかながわ労働センター本所へ、③については、12月5日までにかながわ労働センター湘南支所へ、電話等でお申込みください。電話番号はP7の「お問い合わせ先」欄をご覧ください。

## 知らないと損をする！ 若者のための **労働法基礎講座**

**無料**

働くことについて、基本的なルールを知ることが、自分の職場環境を見直し、安心して働き続けることにつながります。この講座では、採用、退職、労働時間、休日など、働くときに必要となる労働法の基礎知識や、いわゆる「ブラック企業」などについて、2時間でコンパクトに解説します。就職活動中の方、若者の就労を支援している方、その他、関心のある方はどなたでも、ぜひご参加ください。

### ◆ 日時・会場

【川崎会場】平成28年11月26日(土) 10:00～12:00  
川崎市生活文化会館てくのかわさき2F てくのホール(川崎市高津区溝口1-6-10)

【藤沢会場】平成28年12月3日(土) 13:30～15:30  
藤沢商工会館ミナパーク5F 502会議室(藤沢市藤沢607-1)


【横浜会場】平成29年2月25日(土)10:00～12:00  
神奈川県立かながわ労働プラザ4F 第3会議室(横浜市中区寿町1-4)

【相模原会場】平成29年3月4日(土)13:30～15:30  
ユニコムプラザさがみはら3F マルチスペース(相模原市南区相模大野3-3-2)

◆ 講師：法政大学法学部 教授 沼田 雅之 先生

◆ 申込み・お問い合わせ：(公財)神奈川県労働福祉協会(受託事業者)

☎ 045-633-5410 FAX 045-633-5412

申込フォームはこちら 



# かながわ労働情勢 7 8 9 月

## I 連合神奈川第27回中央委員会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会(柏木教一会長 346,633人)7月13日、ワークピア横浜において、役員、中央委員等約160人を集め、第27回中央委員会を開催した。

### 【活動報告】

- 1 一般活動報告
- 2 会計報告
- 3 会計監査報告

### 【議事案】

- 1 2017年度に向けた政策・制度要求と提言
- 2 中央委員会アピール

## II 神奈川労連第32回定期大会

神奈川県労働組合総連合(福田裕行議長、81,583人)9月10日に建設プラザかながわにおいて、代議員、来賓等176人を集め第32回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 組織拡大が最重要課題
- 2 行動や力の集中で、賃金・労働条件の改善を実現
- 3 最低賃金・公契約など社会的賃上げ闘争の強化
- 4 職場からの憲法を守りいかにすたかひ、政治闘争の強化

### 【役員の名】

議長 福田 裕行(再・生協労連)  
副議長 伊藤 東一(再・建交労)  
氏家 正一(再・建設労連)  
柏木 哲哉(新・医労連)  
住谷 和典(新・国公共闘)  
水谷 正人(再・全労連・全国一般)  
水野 博(再・自治労連)  
事務局長 山田 浩文(新・幹事会)

## III 主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第334回 五役会、第307回 執行委員会】

8月23日、第334回五役会、第307回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

### 【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2017年連合神奈川地域ミニマム運動の実施について
- 4 2017年4月任命労働審判員候補者の選出対応について
- 5 連合関東ブロック「2016政策フォーラム」への参加要請について
- 6 第12回「教育を語る県民のつどい」の開催について
- 7 女性委員会構成座別女性会議の開催について
- 8 国際連帯の取組について
- 9 その他

### ■神奈川労連

【第11回幹事会】

8月2日、第11回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第32回定期大会の議案について
- 2 組織拡大・強化について
  - ①労働組合基礎調査の結果
  - ②学習運動
  - ③ヘルパーセミナー
- 3 当面のとりくみ
  - ①最低賃金闘争
  - ②公契約研究会の開催
  - ③日産いすゞ争議のとりくみ
  - ④建設アスベスト訴訟のとりくみ

### 【第12回幹事会】

8月30日、第12回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第32回定期大会について
  - ①大会諸役員・運営・役割分担
  - ②秋年末闘争方針案・財政議案の確認
  - ③役員選挙について
- 2 最低賃金裁判・東京高裁でのとりくみ
- 3 秋の拡大月間方針について
- 4 労働審判員の推薦
- 5 熊本震災・労働相談員派遣

## II 主要労働の定期大会

### ■三浦地区労働組合協議会

三浦地区労働組合協議会(新倉正義議長、372人)は、7月29日、三浦市役所第2分館において、代議員、来賓等15人を集め、第48回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 地域の労働者・労働組合の結集強化と労働者の権利や賃金労働条件の維持向上に努めた運動を進めます。
- 2 三浦市が「ビキニ事件」で甚大な被害を受けた歴史を持ち、「核兵器廃絶平和都市」を宣言した自治体であることを踏まえながら、核兵器廃絶、平和憲法擁護、その他平和な地域や世界の実現に向けた運動を進めます。
- 3 市民と共同しながら、市民がいきいきと幸せに暮らすことができる社会づくりに向けた運動を進めます。

### 【役員の名】

議長 新倉 正義(再・全労連全国一般横須賀三浦地協)  
副議長 岡部 久(再・神奈川県職労三浦半島支部)  
事務局長 川原 直樹(再・三浦市職労)

### ■日本金属製造情報通信労働組合・神奈川地方本部

日本金属製造情報通信労働組合・神奈川地方本部(庄司幸三執行委員長、640人)は、7月30日、ミュージアム川崎第1、2研修室において、代議員、来賓等40人を集め、第2回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 2017年春闘再生への取組
- 2 平和への取組
- 3 地本組織の建設4ヵ年計画への取組等

### 【役員の名】

執行委員長 庄司 幸三(再・横浜地域支部)  
副執行委員長 千葉 清光(再・NCR海老名)  
片寄 一成(再・アイエスピー)  
書記長 矢部 常次(再・川崎地域支部)

### ■鶴見区労働組合連合会

鶴見区労働組合連合会(山崎恵介議長、3,369人)は、7月30日、ココファン横浜鶴見会議室において、代議員、来賓等30人を集め、第25回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 働く者の生活と労働条件改善の取組み
  - (1) 生活改善のできる賃金引上げ・労働条件改善
  - (2) 雇用と仕事確保
- 2 学習活動の強化
- 3 地域運動の強化
- 4 震災復興支援・原発ゼロに係わる取組
- 5 安保体制「戦争する国」阻止、平和と民主主義を守る取組
- 6 その他

### 【役員の名】

議長 佐藤 長世(新・横浜労働者福祉協会労組)  
副議長 謝花 建治(新・神奈川土建一般労組横浜鶴見支部)  
事務局長 武田 さとみ(再・横浜建設一般労組横浜鶴見支部)

### ■日本郵政グループ労働組合(JP労組)神奈川県連絡協議会

日本郵政グループ労働組合(JP労組)神奈川県連絡協議会(島辰夫議長、12,000人)は、8月12日、ローズホテル横浜において、代議員、来賓等約150人を集め、第9回定期総会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 政治基盤強化への取組
- 2 組織拡大
- 3 組織基盤強化
- 4 平和課題と人権問題の取組
- 5 労働条件改善の取組
- 6 その他

### ■神奈川県電力関連産業労働組合総連合

神奈川県電力関連産業労働組合総連合(飯塚直人会長、5,974人)は、8月24日、ワークピア横浜において、代議員、来賓等約80人を集め、第49回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 安全と健康を最優先とした活動
- 2 働くものの雇用・労働諸条件を守る活動
- 3 政治・政策活動の強化と着実な推進を図る活動
- 4 加盟組合の相互連携と産業界組織の発展に資する活動
- 5 組合員から理解と共感の得られる活動

### 【役員の名】

会長 飯塚 直人(再・東電労組神奈川地区本部)  
副会長 野村 幸範(再・関電労組神奈川支部)  
二見 雅彦(再・関東電気保安協会労組神奈川支部)  
岩崎 豊(再・東電常備労組神奈川総支部)  
久保田 真一(再・東電同窓電気労働組合)  
新妻 正和(再・東京パワーテクノロジー労組京浜支部)  
事務局長 原 昌史(再・東電労組神奈川地区本部)

### ■相模地域労働組合総連合

相模地域労働組合総連合(座間恵一議長、3,826人)は、8月28日、相模原市民会館において、代議員、来賓等約25人を集め、第22回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 要求に応え、仲間を広げ組織拡大を
- 2 相模労連の運動を支える「機関会議」と「財政確保」
- 3 「相模労連の宝」地域労組の立直しを行う
- 4 春闘・賃金闘争、メーデー
- 5 社会保障・税金闘争
- 6 その他

### 【役員の名】

議長 座間 恵一(再・神奈川土建・相模原支部)  
副議長 井上 浩嗣(再・全医労・相模原支部)  
事務局長 二木柳正樹(再・相模労連・相模地域合同労組)

## アンケートご協力へのお礼

「労働かながわ」9・10月号でお願いしたアンケートにご協力いただきましてありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。なお、「労働かながわ」のバックナンバーが神奈川県ホームページに掲載されておりますので、ご利用ください。

問い合わせ先 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課 ☎045-210-5739

神奈川県公式ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100060/>

## いこいの村あしがらから特得プランのご案内

### 1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始(12/31~1/3)  
夏期を除く  
料金: 1泊3食 9,720円~(税込)  
特典: 翌日の昼食付き  
翌日10:00~15:00 個室のご用意

〈各プランご利用にあたって〉

- ・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。
- ・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

### 2 忘年会・新年会宿泊プラン

平成28年12月1日(木)~平成29年1月31日(火)  
土曜・祝前日・年末年始(12/31~1/3)を除く  
料金: さかわコース1泊2食 9,720円~(税込)  
あしがらコース1泊2食 11,880円~(税込)  
特典: Aコース / 5名様ごとに寄せ鍋1台付き  
Bコース / お一人様ごとにビール1本付き  
※上記A・Bコースからお好きなコースを1つお選びください。

ご予約  
お問い合わせは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が4件(11件)、終結は3件(12件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが4件(22件)、終結は4件(27件)でした。それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。  
※括弧内は平成28年累計件数です。

なお、終結した事件の概要は、労働委員会のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417338/>)

## 調整事件一覧(8・9月 申請・終結分)

事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
平成28年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(サービス業)	平成28年4月26日	・解雇	平成28年9月15日	解決
平成28年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	医療社団法人(医療、福祉)	平成28年3月23日	・退職問題	平成28年9月28日	解決
平成28年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年7月26日	・正社員への登用について	平成28年9月30日	打切
平成28年(調)第8号事件	あっせん	株式会社(製造業)	労働組合	平成28年8月1日	・団交ルール等の調整		
平成28年(調)第9号事件	あっせん	公益社団法人(医療、福祉)	労働組合	平成28年8月23日	・配置転換及びこれに伴う就業先での勤務条件等		
平成28年(調)第10号事件	あっせん	公益社団法人(医療、福祉)	労働組合	平成28年9月15日	・未払賃金について		
平成28年(調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(情報通信業)	平成28年9月28日	・未消化代休の消化		

## 不当労働行為事件一覧(8・9月 申立て・終結分)

事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
平成25年(不)第41号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成25年12月20日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	平成28年8月8日	棄却
平成28年(不)第16号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成28年7月7日	・団体交渉応諾 ・雇用契約更新拒否の撤回、バックペイ ・就労の継続 ・ポスト・ノーティス	平成28年9月7日	無関与和解
平成27年(不)第35号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成27年12月9日	・配車差別の禁止 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス	平成28年9月13日	関与和解
平成25年(不)第6号事件	労働組合	株式会社(学術研究、専門技術・サービス業)	平成25年4月25日	・人事考課上の差別の禁止 ・人事考課の是正・差額の支払 ・異動の撤回・職場への復帰 ・ポスト・ノーティス ・降格の無効確認 ・適切な座席の配置 ・解雇撤回及びバックペイ	平成28年9月29日	無関与和解
平成28年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(宿泊業、飲食サービス業)	平成28年8月2日	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス		
平成28年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年8月22日	・解雇撤回及びバックペイ ・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーティス		
平成28年(不)第21号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(建設業)	平成28年8月23日	・誠実団体交渉実施 ・ポスト・ノーティス		
平成28年(不)第22号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成28年9月13日	・出勤停止等命令の撤回、原職復帰 ・ピラ配布に関する組合員の関与捏造行為の禁止 ・組合員に対する不当な圧力行為の禁止 ・差別的取扱いの禁止、バックペイ ・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス及びホームページ掲載		

### 図書紹介



#### 求人詐欺

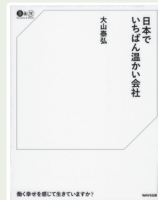
内定後の落とし穴

今野 晴貴

出版社 幻冬舎

著者は、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である「ブラック企業対策プロジェクト」の共同代表であり、これまでも関連書籍を多数執筆している。本書では、まず求人詐欺の典型的6ケースを紹介。

あやしい求人票の見抜き方、そういったケースに遭遇した場合の具体的な対処法をわかりやすく解説。求人詐欺が多い業界や、なぜそういった行為が横行するのか、そのメカニズムなども取り上げられている。また、「今日の日本型の就職・転職システムの機能不全を認め、新たなルールを策定すること」を提案している。



#### 日本でいちばん温かい会社

大山 泰弘

出版社 WAVE出版

「なりゆき」で2人の知的障がい者を雇用したのは1960年。著者は現在81名の社員のうち、知的障がい者が7割を占めるチョコレート製造業の日本理化学工業株式会社社長。知的障がい者を工場の主力とするための工程改革・組織作りにも真摯に取り組んできた同社の歩みは、法整備も進み今後拡大するであろう障がい者との協働を進める上で、多くの示唆を与えてくれる。「働く幸せ」をキーワードに、福祉と企業の在り方、またすべての働く人に問題提起をする1冊。

# シリーズ 実務に役立つ労働判例

## 吸収合併に伴う労働条件の不利益変更

山梨県民信用組合事件(最2小判平28.2.19労働判例1136号6頁)

### 1. 事案の概要

旧A信組の職員だったXら(1審原告、控訴人、上告人)が、A信組が経営危機に瀕し、B信組(のちに、他の3つの信組を合併してY信組となった)に吸収合併されるに際して、退職金の計算方法が変更され、その後、更に変更されたことによって退職金が大幅な減額となったため、A信組の旧退職金規程に基づく金額の退職金の支給をY信組(1審被告、被控訴人、被上告人)に求めた事案です。

平成14年のA信組とB信組の合併に際しては、退職金支給総額が旧規程に比べ2分の1とされ(以下、本件基準変更)、そこから企業年金保険の解約による還付額が控除されるとともに内枠方式(厚生年金基金受取額の控除)が維持されることとなりました。その際、A信組では20人の管理職全員に同意書に署名押印をさせ、また、Y信組と労働組合の委員長との間で退職金制度に関する労働協約を解約しています。

さらに平成16年のB信組と他の3つの信組の合併に先立ち、合併後の労働条件を職員に説明するための文書が作成され、そこでは平成16年合併前の在職期間にかかる退職金については、退職事由にかかわらずに自己都合退職の係数を用いることと、合併後の在職期間について後に実施された平成21年の新退職金制度への移行前に退職した場合には合併後の在職期間についての退職金を支給しないことなどが定められていました。支店長等と職員(Xらを含む)らは、Yが用意した文書の「新労働条件による就労に同意した者の氏名欄」に署名していました(以下、平成16年基準変更)。

### 2. 判決の要旨

破棄差戻

労働契約の内容である労働条件は、労働者と使用者との個別の合意によって変更することができ、このことは、就業規則に定められている労働条件を労働者の不利益に変更する場合であっても、その合意に際して就業規則の変更が必要とされることを除き、異なるものではない。

もっとも、使用者が提示した労働条件の変更が賃金や退職金に関するものである場合には、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為があるとしても、当該行為をもって直ちに労働者の同意があったものとみるのは相当でなく、当該変更に対する労働者の同意の有無についての判断は慎重にされるべきである。

就業規則に定められた賃金や退職金に関する労働条件の変更に対する労働者の同意の有無については、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の

内容及び程度、労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも判断されるべきものと解するのが相当である。

退職金支給基準の変更について、管理職であったXらは同意書および「合併に伴う新労働条件の職員説明について」の「新労働条件による就労に同意した者の氏名」欄等に署名押印したことにより、組合員であったXらについては、本件労働協約及び「新労働条件による就労に同意した者の氏名」欄等に署名押印したことにより、本件基準変更及び平成16年基準変更の効力が生じたとした原審の判断には、審尋不尽の結果、法令の適用を誤った違法がある。

### 3. 解説

近年、労働条件の不利益変更について労働者が個別に同意をしていた場合に、その不利益変更の効力が問われる例(たとえば協愛事件(大阪高判平22.3.18労働判1015号83頁))が増えていますが、本件は、この点について署名押印といった労働者側の同意に重きをおいた原審を破棄したものです。差戻審の判断が待たれます。

最高裁は、まず、上記の不利益変更について、同意書へのXらの署名押印等がその自由な意思に基づいてなされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点について、高裁に差し戻して審理すべきとしました。

すなわち、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為(署名等)の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度、労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも判断されるべきとしました。これについて、最高裁判決が、就業規則の不利益変更に係る判例ではなく、シンガーソーイングメシーン事件(最2小判昭48.1.19民集27巻1号27頁)と日新製鋼事件 最2小判平2.11.26 民集44巻8号1085頁)を引用している点にも特徴があります。

また、本件判決は、労働協約の解約について署名押印した執行委員長の権限について疑問を呈し、この点も差し戻ししています。

法政大学 法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 介護施設に勤めています。辛いことがあっても、利用者の笑顔に助けられやりがいがありますが、上司からパワハラを受けたり、人手不足から昼夜連続勤務を強いられることもたびたびあり、職場環境に問題が多く、労働条件を改善したいと考え、同僚と労働組合を作りました。

しかし、会社側は、正式な労働組合であることの証明の提出や、誰が組合員なのか教えなければ、労働組合として認めないとして、話し合いに応じません。どうしたらよいでしょうか。



**A** 働きやすい職場環境は、労使が協力しながら作り上げることが大切ですから、労使対等な立場で話し合うための労働組合の役割は重要です。

憲法では、労働組合を作り、使用者と交渉するための団結する権利を勤労者に認めており、これを具体的に保障する法律である労働組合法により、組合活動に対する保護や救済を申立てることができます。

労働組合は、2人以上の労働者だけで設立でき(自由設立主義)、官公庁への届出や使用者の承認を得る必要はありませんが、使用者と労使交渉を行う前に結成通知を行うことは必要です。

組合員名簿の提出を求める使用者もいますが原則提出義務はなく、組合員の範囲は労働組合が自由に決められ、企業の枠を超えた地域単位などの労働組合(いわゆる「ユニオン」など)も認められます。

憲法は、団結権を保障しており、使用者は労働組合を認めないことはできず、労働条件や雇用等に関わる団体交渉に応じる義務があり、誠意ある対応が求められます。

労働組合法では、使用者が労働組合の結成や正当な組合活動に対し解雇等の不利益取扱いをすることや、正当な理由なく交渉を拒否すること等を不当労働行為として禁じており、法に定める要件を満たしている労働組合(員)は、不当労働行為に対する救済を労働委員会に申し立てることができます。

労働組合の結成、交渉、活動等の相談は労働センターでお受けしており、労使間を仲介し、良好な関係を作るための支援も行います。労働組合について出前労働講座も行っていきますので、ご相談下さい。

### 街頭労働相談会をご利用ください!

解雇・雇止めや賃金不払い等の労働問題に関する事など、働く方、雇う方からのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

無料  
秘密厳守

月日・時間	場 所
11月 7日(月) 11:00-18:00	小田急・相武台前駅自由通路
11月 7日(月) 10:00-16:00	平塚市役所本館1階多目的スペース
11月10日(木) 12:00-19:00	京急・上大岡駅改札前コンコース
11月10日(木) 12:00-18:00	小田急・伊勢原駅構内
11月14日(月) 10:00-16:00	逗子市役所1階市民ホール
11月14日(月) 11:00-19:00	小田急・相模大野駅南北自由通路
11月17日(木) 13:00-19:00	京急・横須賀中央駅前横須賀モアーズシティ1階入口前
11月24日(木) 12:00-16:00	三浦市南下浦市民センターロビー
11月25日(金) 11:00-18:00	JR川崎駅前・川崎ルフロン1階イベントスペース
11月28日(月) 11:00-18:00	イオンモール大和1階ライトコート

#### [お問い合わせ先]

\*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

**かながわ労働センター** ( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7579/> )

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	☎ 044-833-3141(代)
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

労働情勢や講座などの情報を「かながわ労働センターニュース」(メルマガ)でお届けします!

お申し込みは⇒ [かながわ労働センターニュース](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html) [メルマガ](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7581/p482717.html>



## 支えあうことの安心を、 さらに多くの皆さまへ。

団体生命共済

慶弔共済

新団体年金共済

こくみん共済

全労済の住みいる共済

⑧火災共済・⑧自然災害共済

マイカー共済

自賠償共済

⑧総合医療共済

⑧せいめい共済

交通災害共済

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

神奈川県本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



1416V010

## 投資信託 金利上乘せ 定期預金

NEW!



広告

定期預金



投資信託

同日申込みで

対象預金の店頭表示金利よりさらに

プラス  
十年**1.0%**金利上乘せ

●スーパー定期預金 ●大口定期預金

預入期間

1年

&lt;お問い合わせ・ご相談は&gt;

一般的な商品案内は…お客様相談デスク

TEL 0120-86-6956 (平日 9:00~18:00)

詳しいご相談は…&lt;中央ろうきん&gt;の各営業店へお問い合わせください。

※各営業店の連絡先については&lt;中央ろうきん&gt;ホームページ

またはお客様相談デスクでご確認ください。

中央労働金庫ホームページ



http://chuo.rokin.com/

中央ろうきん

検索

対象条件

投資信託 **100万円以上**のご購入

※投資信託の新規購入金額と同額までお預け入れいただけます。

●満期時のお取扱い

自動継続(元金継続・元利継続)  
または自動解約

※自動継続後の適用金利は、満期日当日における店頭表示金利となります。

※金利上乘せの適用には、投資信託の100万円以上のご購入が条件となります。(公社債投資信託・MMF・日本債券ファンドは対象外となります。)※投資信託と定期預金の同日申込みが条件となります。※満期前の定期預金の中途解約金からの預替えはできません。(自動継続の場合は1度でも満期日を跨いでいることが条件となります。)

適用期間

2016年8月22日(月)~2017年3月31日(金)

※ATMや「インターネット/モバイルバンキング」にて作成いただいた定期預金は対象とはなりません。※〈中央ろうきん〉定期預金は、預金保険制度の対象商品です。※店頭表示金利および上乘せ金利は税引き前であり、お利息には20.315%の税金がかかります。※中途解約された場合、当金庫所定の中途解約金利が適用となります。※金利情勢等により、予告なく商品内容を変更したりお取扱いを中止する場合があります。※他の金利上乘せ定期預金との重複適用はできません。※店頭に説明書をご用意しています。※最新の店頭表示金利は、店頭または当金庫のホームページでご確認ください。※詳しいお問い合わせ・ご相談は〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。2016年9月1日現在

### 労働かながわ

平成28年11月1日発行 第704号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問い合わせフォームをご利用ください。

http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/

職場の皆様に回覧してお読みください。